



## 計画の策定にあたって

### ▶計画中間見直しの趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられています。

本市では、平成18(2006)年に、「高槻市男女共同参画推進条例」を施行し、平成24(2012)年度を目標年度とする「たかつき男女共同参画プラン」(平成19(2007)年改訂)、さらに平成25(2013)年に、平成34(2022)年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定し、長期的な視点に立って各種の取組を進めてきました。

現在推進中の「高槻市男女共同参画計画」は、社会経済情勢の変化に対応するため、平成29年度に中間見直しを行うことを定めています。

この状況を踏まえ、本市では、「高槻市男女共同参画計画」の基本理念及び基本的視点を維持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国の法制度の改正及び平成27(2015)年度に実施した「市民意識調査」の結果や計画前期(平成25年度－平成29年度)の進捗状況に基づいて中間見直しを行い、「《改訂》高槻市男女共同参画計画」(以下「本計画」)を策定しました。

### ▶計画の位置付け

高槻市男女共同参画計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めています。

計画の中間見直しにあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016－2020)」を勘案しつつ、「高槻市男女共同参画計画」前期(平成25年度－平成29年度)(以下「前計画」)の進捗状況・達成状況を踏まえています。なお、本計画は、次に掲げる性格を併せ持つものです。

- ▶本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「高槻市男女共同参画推進条例」第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画で、「高槻市男女共同参画計画」を引き継ぐものです。
- ▶本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」)」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(以下「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画」)」を含む計画です。
- ▶本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)」第6条第2項に基づく、「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」)」を含む計画です。
- ▶本計画は、「高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画)」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連していることから、実施にあたっては、それらの計画と連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。

## 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

## 計画の基本理念と基本的視点

### ➤ 基本理念

日本国憲法、ならびに、男女共同参画社会基本法の理念と、「高槻市男女共同参画推進条例」ならびに前計画である「男女共同参画計画」からの継続性に基づき、当該計画に掲げた基本理念を継承します。

#### 基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

### ➤ 基本的視点

#### (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

社会通念、慣習、しきたりなどの中に根強く残る固定的な性別役割分担意識が、社会のあらゆる分野への女性と男性の共同参画を阻害しています。男女共同参画社会を形成するため、社会的性別(ジェンダー)の視点から社会の制度や慣行を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることが重要です。

#### (2) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

固定的な性別役割分担意識の解消は、人々の多様性を認めることにつながります。個人の性格や好み、価値観は、旧来の男らしさや女らしさの範疇にくくられるものではなく、結婚や出産、働き方やセクシュアリティ等、ライフスタイルの面においても多様化が進んでいます。

お互いの違いが差別や不利益の理由にはならないことから価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合うことが大切です。

#### (3) あらゆる分野における女性の活躍の推進

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において活躍できることが重要です。男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のため、政策・方針決定過程への参画を含め、あらゆる分野における女性の活躍を推進することが必要です。

#### (4) パートナーシップ形成の推進

男女共同参画社会の基本は、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、誰もが対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できることです。また、この社会の形成のため、施策を推進するにあたっては、行政や市民、事業者、関係団体・NPOそして大学等が連携し、協働していく対等なパートナーシップの形成を推進していくことが大切です。

#### (5) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

女性に対する暴力には、配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買春など、さまざまなものがあります。特にDVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現を阻む要因の一つです。

このため、若年層をはじめとした市民へのDV防止の啓発の強化や男女共同参画意識の醸成に努め、性別による固定的な役割分担意識などの解消を図り、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が重要です。

## 基本目標と取組方針

計画の基本理念と基本的視点をふまえ、取り組むべき3つの基本目標を相互に関係・補完しあうものとして掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。さらに8つの取組方針を掲げ、女性活躍推進を図るとする国の方針に基づき、「取組方針1」「取組方針4」「取組方針5」を重点施策として推進します。

### 基本目標 1

#### 男女共同参画を推進する社会システムの実現

#### 【取組方針】

#### 【具体的施策】

#### 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

- (1) 審議会等委員への女性の参画
- (2) 女性職員、女性教員の登用
- (3) 女性の人材の養成・活動支援
- (4) 企業や団体への啓発・支援

#### 2 男女共同参画に向けての意識形成

- (5) 社会制度、慣習等の見直し
- (6) 多様な学習・啓発活動
- (7) 男女共同参画センターの取組

#### 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (8) 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育
- (9) 男女共同参画に向けた生涯学習

### 基本目標 2

#### 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

#### 【取組方針】

#### 【具体的施策】

#### 4 働く場での男女平等の推進

- (10) 均等な機会と待遇の確保
- (11) 積極的格差是正措置への働きかけ
- (12) 多様な働き方への支援

#### 5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

- (13) 男女で担う家庭責任
- (14) 多様なニーズに対応する子育て環境の整備
- (15) ひとり親家庭への支援

#### 6 地域社会における男女共同参画の推進

- (16) 地域活動における男女共同参画の推進
- (17) 地域防災における男女共同参画と女性の視点
- (18) 高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

## 基本目標 3

### 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

#### 【取組方針】

#### 【具体的施策】

#### 7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

(20)ライフステージに応じた健康対策

(21)性に関する情報の提供と性教育

(22)メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

#### 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(23)女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

(24)相談体制の充実及び被害者の保護

(25)被害者の自立支援

(26)DV 対策の推進体制の整備

### 施策の指標

基本目標ごとに、計画を実効性あるものとするため、分かりやすい具体的な目標（指標）を定めています。指標ごとの目標値や取組の方向などの状況を示し、課題としています。

### 計画の推進体制

#### ➤ 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進条例」に基づき、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要があることから、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である高槻市男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

#### ➤ 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

本市は関係団体及びNPO等を、まちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。互いの特性を活かし、提言の反映など、対等なパートナーとして、行政と市民、事業者、関係団体・NPO等と連携し、協働を推進します。

#### ➤ 苦情や意見への対応

本市では、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受付け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設け、同制度の周知及び適切な運用に努めるとともに運用状況の公表を行います。

### 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするために、本市の実態を根拠として施策を立案し、分かりやすい具体的な目標（指標）を定め、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。

実施状況の点検や評価については、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。